

「法務局における遺言書の保管等に関する省令の一部を改正する省令」(令和8年法務省令第8号)の概要

「法務局における遺言書の保管等に関する省令」が改正され、遺言書保管制度がさらに利用しやすくなりました。

(令和8年3月2日公布・施行)

DV被害者の住所等の非表示措置の新設

(非表示措置のイメージ)

DV被害者の住所等の**非表示措置**(証明書や閲覧画面に表示させない措置)を申し出ることができる制度を新設。

▶▶▶ 詳しくはP 2 ~ 4をご覧ください。

遺言書情報証明書	
遺言者	
氏名	遺言 太郎
出生の年月日	昭和〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇町...

▶

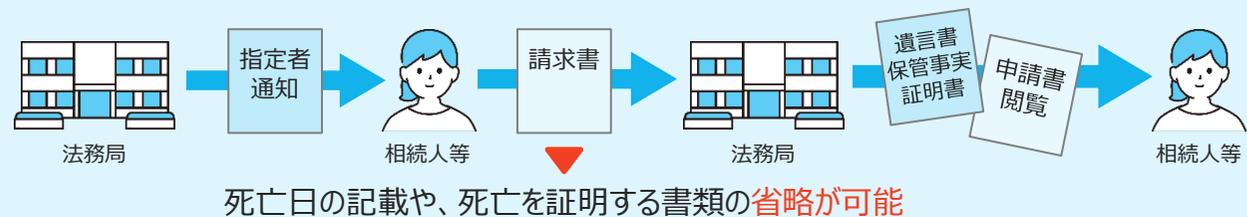
遺言書情報証明書	
遺言者	
氏名	遺言 太郎
出生の年月日	昭和〇年〇月〇日
住所	-

請求書の記載事項・添付書類の省略の範囲の拡大

(省略のイメージ)

請求書への遺言者の**死亡日**の記載や、遺言者の**死亡を証明する書類**の添付を**省略**することができる範囲を拡大。

▶▶▶ 詳しくはP 5 ~ 7をご覧ください。



申請書、遺言書等の様式の簡素化

(簡素化のイメージ)

- ✓ 申請書・届出書・請求書の様式から、**記名欄を削除**。
* これまでの様式も、引き続き使用できます。
- ✓ **遺言書が1枚の場合**に、**ページ番号**の記載が**不要**。
* 2枚以上の場合には、引き続きページ番号の記載が必要です。

▶▶▶ 詳しくはP 8をご覧ください。

申請書	遺言書 ※1枚の場合
遺言者の記名 <input type="text"/>	-
不要	不要

※このほか、規定の明確化など所要の整備を行いました。

＼ DV被害者の住所等の非表示措置のポイント ／

DV被害者の住所等の非表示措置を申し出ることができる制度を新設しました。

この申出は、遺言書の保管の申請と同時にすることができるほか、既に遺言書が保管されている場合にもすることができます。申出のポイントは、以下のとおりです。なお、手続の詳細は、法務省ホームページ（*）をご確認ください。

* <https://www.moj.go.jp/MINJI/02.html#hihyoji>



1 非表示措置の対象となる情報

■ 遺言者の死亡後、相続人・受遺者等・遺言執行者等は、遺言書情報証明書（遺言書の内容についての証明書）の交付を受けたり、モニターでの遺言書の閲覧をすることができます。

遺言書情報証明書やモニターでの遺言書の閲覧の際は、遺言書の画像情報のほか、以下の事項も表示されます。

- ✓ 遺言者の住所、本籍
- ✓ 受遺者等・遺言執行者等（※）の住所 ※保管の申請書に「受遺者等」「遺言執行者等」として記載されていた方

これらの情報のいずれかが表示されることにより、DV被害者やこれに準ずる方（市町村から住民基本台帳に関するDV被害者等支援措置を受けている方など）に被害が生ずるおそれがあるときは、その情報を表示しない措置を講ずるよう、遺言書保管官に申出をすることができます。

■ 上記のほか、遺言書保管所に提出した申請書やその添付書類などの書類に記載された情報についても、同様に、DV被害者やこれに準ずる方に被害が生ずるおそれがあるときは、該当部分を閲覧させない措置を講ずるよう、申し出ることができます。

（注）遺言書原本やその画像情報については、非表示措置やマスキング処理をすることはできません。

詳しくは、次ページをご確認ください。

注意

遺言書は相続手続で用いられる重要な情報であるため、遺言書保管所において、遺言書原本やその画像情報について、非表示措置やマスキング処理をすることはできません。

そのため、遺言書の中に、表示させたくない住所や本籍を記載することのないよう、注意してください。

既に保管されている遺言書の中に、表示させたくない住所や本籍がある場合には、保管の申請の撤回の手続をした上で、遺言書を書き直していただくことを推奨します。

(参考) 遺言書情報証明書の場合 ※モニターでの遺言書の閲覧の際にも同様の事項が表示されます。

遺言書情報証明書

遺言者	
氏名	遺言 太郎
出生の年月日	昭和〇年〇月〇日
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
本籍又は国籍（国又は地域）	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地

遺言者の住所または本籍
➡ 非表示措置の対象

整理番号 ア000001 1 / 6

遺言書	
作成の年月日	令和2年7月10日
保管を開始した年月日	令和2年7月20日
遺言書が保管されている遺言書保管所の名称	〇〇法務局
保管番号	H0101-202007-100
受遺者等	
（遺言書に記載された法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第2号に掲げる者）	
氏名又は名称	甲山 花子
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
遺言執行者等	
（遺言書に記載された法務局における遺言書の保管等に関する法律第9条第1項第3号に掲げる者）	
氏名又は名称	東京 和男
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇

受遺者等または遺言執行者等の住所
➡ 非表示措置の対象

整理番号 ア000001 2 / 6

遺言書

1 私は、私の所有する別荘1の不動産と、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

預貯金
①

2 私は、私の所有する別荘2の（不動産）と、次の者に遺贈する。

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
氏 名 甲山花子
生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
職 業 弁護士
氏 名 東京和男
生年月日 昭和〇年〇月〇日

遺言書そのものの記載
➡ 非表示措置の対象外

令和2年7月10日
位 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇
遺言 太郎 ①

上記2中、3字別除3字追加 遺言太郎

1 / 3

整理番号 ア000001 保管番号 H0101-202007-100 3 / 6

2 非表示措置の申出人

- 非表示措置の申出をすることができるのは、**遺言者**です。
遺言者が亡くなっている場合には、**非表示措置の対象となる方**（その方も亡くなっている場合には、**非表示措置の対象となる方の相続人**）が申出をすることができます。
- 法定代理人（成年後見人、親権者など）により申出をすることも可能です。

3 非表示措置の申出の方法

- **全国すべての遺言書保管所**で、申出を受け付けています。
遺言書を保管している遺言書保管所以外の遺言書保管所に申出をすることも可能です。
- 所定の申出書と添付書類を遺言書保管所に**郵送**または**持参**することにより、申出をすることができます。
※遺言書保管所に持参する場合には、予約が必要です。
- 申出書の様式は、**法務省ホームページ（P2参照）**からダウンロードすることができます。
※保管申請や変更届出と同時に申出をするときは、申請書や届出書の備考欄に所定の事項を記載することにより申出をすることも可能です。
- 申出書には、**被害を受けるおそれがあることを証明する書類**（例：DV等支援措置決定通知書）などの所定の書類を添付する必要があります。

4 その他

- 非表示措置が講じられた証明書や閲覧用モニターの画面は、該当の住所・本籍の欄に「-」（ハイフン）が表示されます。
- 非表示措置を終了したいときは、終了の申出ができます。終了の申出がない限り、非表示措置は継続されます。

＼ 記載事項・添付書類の省略の拡大のポイント ／

指定者通知が送付されている場合など、遺言書保管所において遺言者の死亡が記録されている一定の場合（＊１）には、遺言書保管事実証明書（遺言書の保管の有無についての証明書）の交付の請求、申請書類の閲覧の請求などの請求書について、**遺言者の死亡年月日などの一定の事項（＊２）の記載を省略**したり、**遺言者の死亡の事実を証明する書類**（遺言者の除籍謄本など）の**添付を省略**することができるようになりました。

（＊１）記載省略・添付省略ができる場合の例

（注：遺言書保管事実証明書の交付の請求は誰でもすることができますが、この場合には、請求人が指定者通知を受けた方であるときや、請求人が遺言者の相続人・受遺者等・遺言執行者等に該当するときに限って、省略することができます。）

- すでにその遺言者の遺言書について、**指定者通知**（遺言者が指定した方への通知）がされている場合
- すでにその遺言者の遺言書について、**遺言書保管事実証明書**の交付がされている場合
- すでにその遺言者の遺言書について、相続人・受遺者等・遺言執行者等による**申請書類**の閲覧がされている場合
- すでにその遺言者の遺言書について、**関係遺言書保管通知**がされている場合（＝すでに**遺言書情報証明書**の交付や相続人・受遺者等・遺言執行者等による**遺言書**の閲覧がされている場合）

（＊２）請求書への記載を省略することができる事項

- 遺言者の**最後の住所、本籍、死亡年月日**

拡大後の記載省略・添付省略の活用例

- **指定者通知を受領した方が**、ご自身が相続人・受遺者等・遺言執行者等に該当する遺言書かどうかを確認するために、**遺言書保管事実証明書の交付の請求**をするときに、記載省略・添付省略ができます。
- **指定者通知を受領した方が**、遺言者の親族でない受遺者・遺言執行者などであるために、遺言者の住所・本籍が分からず、遺言書情報証明書の交付の請求や遺言書の閲覧の請求の手続ができない場合には、まず、**申請書類の閲覧の請求**をすることで（記載省略・添付省略が可能のため、遺言者の住所・本籍が分からない場合でも請求することができます。）、**遺言者の住所・本籍を確認**することができます。

参考 1

遺言書保管事実証明書 の交付の請求、遺言者死亡後の申請書類 の閲覧（注1）の請求の記載事項・添付書類の省略についての一覧表

	項目	省略の可否
請求書の記載事項	遺言者の氏名・生年月日、その他請求人に関する事項など	必須（省略不可）
	遺言者の最後の住所・本籍・死亡年月日	以下の場合に省略可能（注2） ○ 指定者通知や関係遺言書保管通知がされている場合 ○ 遺言書情報証明書や遺言書保管事実証明書の交付がされている場合 ○ 相続人・受遺者等・遺言執行者等による遺言書や申請書類の閲覧がされている場合 など
請求書の添付書類	遺言者の死亡を証明する書類	必須（省略不可）
	請求人の氏名・住所が記載されている市町村長等作成の証明書	必須（省略不可）
	請求人が相続人に該当することを証明する書類（相続人の資格で請求する場合）	以下の場合に省略可能（注3） ○ 関係遺言書保管通知がされている場合（＝遺言書情報証明書の交付や相続人・受遺者等・遺言執行者等による遺言書の閲覧がされている場合）
	代表者の資格を証明する書類〔法人の場合は、作成後3月以内〕（請求人が法人・団体の場合）	該当する場合には、必須（省略不可）
	法定代理人の資格を証明する書類〔作成後3月以内〕（法定代理人による請求の場合）	該当する場合には、必須（省略不可）

今回の改正で省略が可能に。

これまで、解釈上省略可能だったもの。今回の改正で規定を明確化。

（注1）申請書類の閲覧は、特別の事由があるとき（遺言者の本籍・住所の確認が必要なとき、遺言に関する争いがあるときなど）に限り、することができます。

（注2）遺言書保管事実証明書の交付の請求の場合には、これらの省略ができるのは、請求人が指定者通知を受けた方または相続人・受遺者等・遺言執行者等に該当するときに限ります。

（注3）遺言者の一次相続人に該当することを証明する部分に限ります。請求人が遺言者の二次以降の相続人の場合や、受遺者等・遺言執行者等の相続人である場合には、遺言書保管所にその相続人の記録がないため、別途、相続人に該当することを証明する書類が必要となります。

参考 2

遺言書情報証明書 の交付の請求、遺言者死亡後の遺言書 の閲覧の請求の記載事項・添付書類の省略についての一覧表

項目	省略の可否	
遺言者の氏名・生年月日、 その他請求人に関する事項など	必須（省略不可）	
遺言者の最後の住所・ 本籍・ 死亡年月日	<p>以下の場合に省略可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 指定者通知や関係遺言書保管通知がされている場合 ○ 遺言書情報証明書や遺言書保管事実証明書の交付がされている場合 ○ 相続人・受遺者等・遺言執行者等による遺言書や申請書類の閲覧がされている場合 など 	
相続人の氏名・生年月日・住所	<p>以下の場合に省略可能（注）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係遺言書保管通知がされている場合 （＝遺言書情報証明書の交付や相続人・受遺者等・遺言執行者等による遺言書の閲覧がされている場合） 	
相続人を証明する書類		
相続人の住所を証明する書類		
請求人が相続人に 該当することを証明する書類 （相続人の資格で請求する場合）		
請求書の 添付書類	請求人の氏名・住所が 記載されている 市町村長等作成の証明書	必須（省略不可）
代表者の資格を証明する書類 〔法人の場合は、作成後3月以内〕 （請求人が法人・団体の場合）		該当する場合には、必須（省略不可）
法定代理人の資格を証明 する書類〔作成後3月以内〕 （法定代理人による請求の場合）		該当する場合には、必須（省略不可）

今回の改正で省略できる場面が拡大。

これまでも省略可能だったもの。
「請求人が相続人に該当することを証明する書類」の省略は、これまでも解釈上認められており、今回の改正で規定を明確化。

（注）「請求人が相続人に該当することを証明する書類」の省略は、遺言者の一次相続人に該当することを証明する部分に限ります。請求人が遺言者の二次以降の相続人の場合や、受遺者等・遺言執行者等の相続人である場合には、遺言書保管所にその相続人の記録がないため、別途、相続人に該当することを証明する書類が必要となります。

＼ 様式の簡略化のポイント ／

1 申請書・届出書・請求書の記名欄の削除

遺言書保管制度の各種の申請書・届出書・請求書には、これまで、申請人・届出人・請求人の記名欄がありましたが、記入の負担を減らすため、**記名欄を削除**しました。

改正後の様式は、法務省ホームページ（*1）からダウンロードできます。なお、これまでの様式を引き続き使用していただいても問題ありません。

* 1 <https://www.moj.go.jp/MINJI/06.html>



（これまでの申請書等の記名欄の例）

手数料の額 金3,900円

遺言者の記名

遺言書の総ページ数 ページ

1002

ページ数 2/

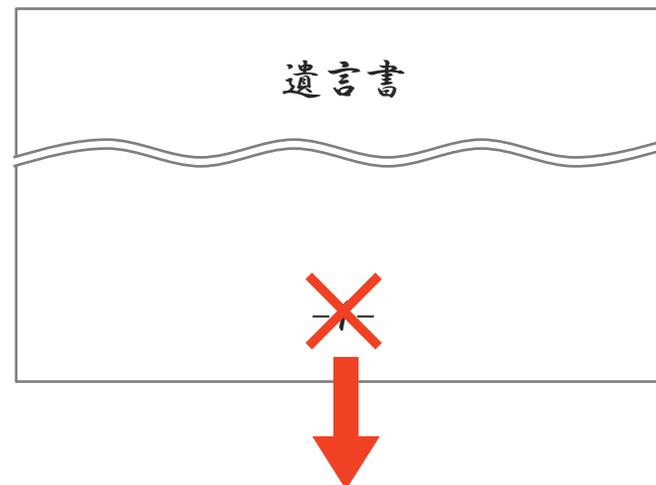
2 遺言書が1枚の場合のページ番号の不要化

保管の申請をする遺言書には、ページ番号を記載する必要があります。これまで、遺言書の総枚数が1枚の場合でもページ番号を記載する必要がありましたが、記載の負担を減らすため、**遺言書が1枚の場合には、ページ番号を記載しなくてもよいこと**としました。

なお、**遺言書が2枚以上にわたる場合には、引き続き、ページ番号の記載が必要です**。また、遺言書が1枚のみの場合であっても、遺言者のご希望により、ページ番号を記載しても差し支えありません。

その他の遺言書の様式は、これまでどおりです。詳細は、法務省ホームページ（*2）をご覧ください。

* 2 <https://www.moj.go.jp/MINJI/03.html>



遺言書が1枚のみの場合には、ページ番号の記載は不要となります。